

公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく届出等一覧表

届出：一定面積以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、市長に届出が必要です。

申出：地方公共団体等による土地の買取りを希望するときは、市長に申し出ることができます。

区分		都市計画区域内の土地を有償売買する場合			都市計画区域内の土地を公有地として自治体を買取り希望する場合		
		届出の要否 (第4条第1項)			申出の可否 (第5条第1項)		
		市街化区域	市街化区域を除く都市計画区域	都市計画区域外	市街化区域	市街化区域を除く都市計画区域	都市計画区域外
都市計画施設の区域内の土地 ^{※1}	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満の土地	否			可	否	
	200㎡以上の土地	要			可		
道路、都市公園河川等の予定地 ^{※2}	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満の土地	否			可	否	
	200㎡以上の土地	要	否		可	否	
先買い区画整理事業等の施行区域内の土地	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満の土地	否			可	否	
	200㎡以上の土地	要	否		可	否	
その他の土地	100㎡未満の土地	否			否		
	100㎡以上200㎡未満の土地	否			可	否	
	200㎡以上5,000㎡未満の土地	否			可	否	
	5,000㎡以上10,000㎡未満の土地	要	否		可	否	
	10,000㎡以上の土地	要		否	可	否	
備 考							

※1 都市計画法により決定された道路・公園・緑地等

※2 道路法により「道路の区域として決定された区域」、都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域」、河川法により「河川予定地として指定された土地」など